

少 第 3 5 8 号

生 総 第 5 1 3 号

生 保 第 1 9 5 号

暴 対 第 1 8 6 号

交 指 第 5 7 4 号

平成 1 6 年 6 月 2 8 日

〔一部改正 平成 1 9 年 8 月 2 日 務 第 8 0 7 号〕  
〔一部改正 平成 2 2 年 3 月 4 日 少 第 1 3 0 号〕

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

岐阜県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について（通達）

次代を担う少年の非行を防止し、犯罪の被害等から保護することによって、少年の健全育成を図ることは、県民全ての願いであり、治安対策上も極めて重要な課題である。このような中、近年における少年非行や少年の犯罪被害等の状況は依然として厳しい情勢にあることから、少年犯罪を抑止し、少年の健全育成を図るため、別添のとおり「岐阜県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を制定し、平成 1 6 年 6 月 2 8 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「岐阜県警察少年非行総合対策推進要綱の制定について」（平成 1 0 年 7 月 1 7 日付け少発第 1 8 6 号）及び「岐阜県警察少年非行総合対策推進委員会運営要綱の制定について」（平成 1 0 年 7 月 1 7 日付け少発第 1 8 7 号）は廃止する。

## 岐阜県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱

### 第1 基本方針

近年の少年非行をめぐる情勢は非常に厳しく、「世界一安全な国、日本」の復活を求める県民の期待にこたえるためには、少年犯罪の取締りを強化すると同時に、少年非行を未然に防止し、非行少年の立直りを支援するなど、少年非行防止のための多角的な取組みを推進することが必要である。

一方、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）をはじめ、少年が被害者となる犯罪の発生状況も高水準で推移しており、少年非行防止対策と併せ、少年を犯罪被害等から保護するための取組みを推進することが必要である。

警察としては、こうした課題に的確に対処し、次代を担う少年の健全な育成を図るため、関係機関・団体、ボランティア等との連携を一層強化しながら、「強くやさしい」少年警察の運営に努めることを基本方針とする。

### 第2 総合対策推進のための基盤整備

少年の非行防止及び保護を通じて少年の健全育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）を適正かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項を推進して、少年警察体制の基盤を整備する。

#### (1) 推進体制の整備

ア 少年警察部門（生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び警察署少年担当課をいう。）の業務負担に応じた適正な人員を配置することにより、少年事件及び少年の福祉を害する犯罪の捜査、児童虐待防止対策その他少年の非行防止及び保護の両面にわたる諸対策を推進するための体制を強化する。

イ 少年警察部門の業務を効率的に推進するため、警察署の少年補導室、取調べ室、少年相談室、留置施設少年室及び保護室等の警察施設の整備に努める。

ウ 少年サポートセンターを充実させるため、少年補導担当職員の増員及び専門的知識と技能を有する人材の確保に努めるとともに、少年サポートセンター勤務員の適切な処遇に配慮する。

#### (2) 職員の知識等の向上

警察本部長及び警察署長は、次に掲げる事項を推進して、少年警察に携わる警察職員の知識及び技能の向上を図る。特に、少年事件捜査に従事する職員に対しては、少年審判手続き、少年事件捜査の特性及び捜査上の配慮事項についての指導教養を充実させて、捜査技術の向上を図る。

##### (ア) 専科教養、研修会の開催等実践的な教養の実施

(イ) 少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者等に対する計画的な指導教養の実施

(ロ) 少年補導職員のカウンセリング技術の修得

(ハ) 少年サポートセンターに勤務する職員に対する指導教養の実施

#### (3) 学校その他の関係機関等との連携の強化

社会が一体となって少年の健全育成を図るため、関係機関、団体との一層の連携強化を推進する。

(ア) 県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、少年補導員等の少年警察ボランティア及び少年補導センター等関係機関・団体との連携を密にするとともに、適切な役割分担の下、少年の健全育成に向けた効果的な活動を推進する。

(イ) 非行少年及び児童虐待等の被害少年に関しては、子ども相談センター、家庭裁判

所等と緊密な連携の下、少年の適正な処遇に配慮する。

(ウ) 児童生徒の安全確保、非行及び被害の未然防止を図るため、学校と警察が相互に情報を共有して、一体となって対応する。

(I) 非行、犯罪被害等の問題を抱えた少年の早期立直りを図るため、関係機関等と構成する少年サポートチームに積極的に関与して、活動の活性化を図る。

(4) 少年警察ボランティア活動の活性化

ア 大学生、PTA、スポーツ少年団役員等を少年補導員等の少年警察ボランティアに委嘱するとともに、公募性の導入による人材の多様化を図る他、少年非行の分析結果に基く活動及び個々の能力を生かした活動を指導して、活動の活性化を図る。

イ 少年非行の状況等必要な情報を積極的に発信するとともに、少年警察ボランティア活動が積極的に行われるよう適切な指導、助言を行う。

### 第3 厳正・的確な捜査及び非行集団対策の推進

深刻な少年非行情勢に厳正に対処するため、次に掲げる事項を推進する。

(1) 厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進

少年犯罪には厳正に対処するとともに、捜査書類作成の簡素・合理化等に工夫するなど、捜査の迅速化と早期送致により少年の立直りと適切な被害者対策を図る。

(2) 少年事件の捜査に当たっては、少年審判手続及び少年事件捜査の特性を踏まえ、的確な捜査指揮、管理をすることにより、「非行なし」決定事案や不適切捜査事案を防止するなど、次により適正捜査を推進する。

(ア) 少年課長、警察署長ら幹部による的確な捜査指揮

(イ) 少年事件捜査指導官による指導強化

(ウ) 少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者の効果的な運用

(3) 非行集団対策の推進

カラーギャング、暴走族等の非行集団及びその活動に関与する暴力団に対しては、生活安全部、刑事部及び交通部が連携を密にして警察の総合力を発揮して、取締りと解体補導を推進する。

(ア) 通常の警察活動及び関係機関・団体との連携による非行集団についての実態把握を徹底する。

(イ) ショッピングセンター、ゲームセンター等の管理者に対し、非行集団のたまり場とならないような構造設備の変更の協力要請を行う。

(ウ) 街頭補導活動等により発見した非行集団の構成員に対しては、少年サポートセンターが中心となり、少年警察ボランティア等と連携した継続補導による離脱促進を図るとともに、少年の非行集団への加入阻止に向けた広報啓発活動を推進する。

(I) 暴走族に対しては、道路交通法、岐阜県暴走族等の根絶に関する条例等を適用した取締りによる検挙・補導活動を徹底する。

(オ) 暴走族根絶気運を盛り上げるため、関係機関と連携した広報啓発活動を行うとともに、暴走族行為を阻止するため、道路管理者等に対する道路交通環境の整備、自動車関連業者に対する不正改造防止等総合的対策を推進する。

### 第4 少年の非行及び犯罪被害等の未然防止

社会環境が少年に与える影響をかんがみ、社会変化を早期に把握して、関係機関団体、少年警察ボランティア等と連携した適切な対応策を講じることにより、少年の非行や犯罪被害等を防止する。

(1) 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

少年警察ボランティア、学校関係者等との緊密な連携による街頭補導活動を強化して、非行の前兆段階にある不良行為少年を早期に発見し、的確な指導、助言及び継続補導に

より少年の立直りを促すとともに、要保護少年、その他保護を必要とする少年等の早期発見、保護等の徹底を図る。

(2) 少年及び保護者に対する相談活動の強化

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護を図るため、少年サポートセンター等でインターネットを活用したメール相談に対応できるような環境整備に努めるとともに、少年警察ボランティアによるインターネットを利用した少年相談体制を整備する。また、あらゆる機会を利用して少年サポートセンターの広報啓発活動を行う。

(3) 啓発活動の充実による少年の薬物乱用の根絶

小学校、中学校、高等学校における薬物乱用防止教室を積極的に開催し、児童生徒に薬物の有害性、危険性等に関する知識の習得を図るほか、薬物乱用防止広報車 A S K A 2 0 0 0 を薬物乱用防止教室、地域行事等に活用して薬物乱用防止の啓発活動を推進する。

(4) 子どもを犯罪から守るための対策の推進

子どもを対象とした略取誘拐事件等の被害を防止するため、次に掲げる事項を推進する。

(ア) 声かけ事案等の発生状況を学校等関係機関と情報交換するとともに、分析結果に基づいた、警ら・警戒活動を強化する。

(イ) 学校等における防犯講習会を開催し、犯罪被害防止について指導するほか、各種会合及び広報誌等を活用した広報に努め、広く住民に警戒を呼びかける。

(ウ) 「子ども110番の家」については、定期的な見直しを行うとともに、「子ども110番の家」には対応要領、子どもに対しては利用方法等についての指導を継続する。

(5) 学校、幼稚園等が行う自主的な安全管理の促進

学校、幼稚園等の校内に侵入した不審者による子どもの被害を防止するため、校内へ正当な理由なく出入りしようとする者を排除するため、次に掲げる事項を推進する。

(ア) 学校、幼稚園等と連携した不審者侵入訓練を実施して、不審者侵入時の避難要領及び不審者への対応要領等についての指導を実施する。

(イ) 教育委員会、学校、幼稚園等に対して、各種防犯設備の整備並びに保護者、周辺住民及び関係機関等に対する協力依頼を支援する。

## 第5 少年を取り巻く環境の浄化

少年の非行及び犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化を図るため、関係機関、団体等との連携を強化し、次に掲げる事項を推進する。

(1) 福祉犯の取締り

ア 関係部門相互の連携強化により、児童買春、児童ポルノ、薬物の密売等福祉犯の取締りを徹底する。

イ 福祉犯の被害防止を図るため、各種会合、広報誌等を利用した広報啓発活動を推進する。

(2) 少年に対する暴力団の影響の排除

ア 暴力団等が介在する組織的な犯罪に重点を指向した取締りを強化する。

イ 関係部門と連携し、暴力団への加入強要、脱退妨害事案等の積極的な取締りを実施する。

ウ 各種会合、広報誌等を利用して暴力団の実態、暴力団と関わることの危険性等についての広報啓発活動を推進する。

(3) 有害図書、ピンクピラ等の有害環境の浄化

ア 風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で、少年の健全育成を阻害する形態で行われているものに対しては、関係法令を活用した指導取締りを強化する。

イ 酒類、たばこ、有害図書等販売業者に対しては、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、青少年健全育成条例等に基づく指導取締りを積極的に実施するほか、少年が容易に入手できないよう関係業界に対する指導を積極的に行う。

ウ 関係機関、団体と連携の下、有害環境浄化についての広報啓発活動、有害図書等の自動販売機の撤去運動、ピンクピラ等の違法広告物の撤去等の諸対策を推進して有害環境の浄化に努める。

#### (4) インターネット上の有害コンテンツ対策の推進

ア 出会い系サイト利用による児童の犯罪被害防止を図るため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づく取締りを推進する。

イ 少年をインターネット上の有害情報から保護するため、学校等の関係機関と連携して、児童、保護者等にフィルタリング機能についての広報啓発活動を実施する他、少年警察ボランティア等によるインターネット上の有害情報の発見活動を推進する。

#### (5) 深夜はいかいや家出を抑制するための取組みの推進

ア カラオケ店、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、まんが喫茶及びインターネットカフェ等深夜から翌朝の時間帯にかけて営業する形態は、少年の深夜はいかいを助長し、家出少年が利用し易いので、当該時間帯は少年が利用できないような措置を講ずるよう、関係事業者に働きかける。

イ 風俗営業者等に対しては、関係法令に基づき、少年の深夜はいかい、家出を助長する営業についての指導取締りを強化する。

### 第6 少年の規範意識の向上及び社会参加支援

関係機関・団体、ボランティア等との連携の下、次の事項を推進して、少年の規範意識の向上と社会参加活動を支援することにより、少年非行防止及び非行少年の立直りを図る。

#### (1) 非行防止教室等による教育及び啓発

ア 小学校、中学校、高等学校における署長講話、非行防止教室等を開催し、罪を犯した場合の刑罰と処分、民事責任、家族への影響等について指導することにより、少年の規範意識の向上を図る。

イ 学校、教育委員会と連携して、問題行動が発生し又は発生するおそれのある学校へ、警察OB、少年警察ボランティア等を生徒指導等の支援要員（スクールサポーター）として派遣する。

#### (2) 家庭及び地域社会による取組みの支援

少年非行及び犯罪被害等の実態についての情報発信活動、学校・地域における非行防止教室等への保護者の参加促進活動等を積極的に行うことにより、家庭及び地域社会による少年の健全育成のための取組みを支援して、少年の規範意識の向上と関係者の社会的責任の自覚を高める。

#### (3) 少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援

高校生によるマナーズ・スピリット・リーダーズ活動の積極的支援を行うことにより、高校生に地域社会の結びつきの重要性を認識させるとともに、無職少年等が環境美化活動、社会福祉活動等の社会奉仕活動に従事できるような機会の設定を関係機関・団体、ボランティア等に働きかける。

特に、暴走族構成員や非行少年等に対しては、少年サポートセンターが中心となり、社会奉仕活動への参加等、自己の非行を内省し、新たな生き方を模索できるような機会を与え、立直りに資することができるような取組みを推進する。

## 第7 被害少年の保護等

関係機関・団体、ボランティア等と連携して、次の事項を推進することにより、被害少年や虐待を受けた児童の再被害防止と立直りを支援する。

### (1) 被害少年対策

ア 犯罪被害者対策室との緊密な連携の下、指定被害者支援要員による犯罪等の被害少年に対する継続的支援を実施する。

イ 少年サポートセンターが中心となり、部外の専門家等との相互の連携を強化する。

ウ 少年の福祉を害する犯罪については、捜査部門との連携により被害少年の特性を判断して、子ども相談センターへ通告するなど、一時保護、施設入所等の適切な措置が取られるよう配慮する。

### (2) 児童虐待への的確な対応

児童虐待事案の態様、援助措置等について指導教養を徹底し、児童虐待事案の早期発見と子ども相談センターへの通告を行い、虐待を受けた児童の適切な保護に努めるとともに、事件化を念頭に置いた措置を取る。警察が認知した児童虐待事案については、虐待を受けた児童のその後の経過を把握するため、子ども相談センター、学校等の関係機関と連携を密にする。

附 則（平成16年6月28日付け少第358号ほか）

この要綱は、平成16年6月28日から運用する。

附 則（平成19年8月2日付け務第807号）

この要綱は、平成19年8月2日から運用する。

附 則（平成22年3月4日付け少第130号ほか）

この要綱は、平成22年4月1日から運用する。